

# 川口市空き家対策総合実施計画

令和3年6月

川口市

# 1. 計画の実施地区の区域

## 実施地区の区域



区 域：川口市全域

面 積：61.95平方キロメートル

### 市の概要

川口市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接しており、また県内では戸田・蕨・越谷・草加・さいたまの各市に接しています。また、市の大部分が都心から10～20キロ圏内に含まれます。

# 2. 基本的方針

## (1) 実施地区の概要

市の約9割が市街化区域であり、現在も東京のベッドタウンとして新築物件が多く建てられている。一方で古くから市街化が進んだ場所では、密集家屋や老朽家屋も多く見られる。平成25年の住宅土地統計調査では、住宅総数275,640戸に対し、その他の空き家は5,900戸(2.1%)でありまた、平成28年度に実施した実態調査では、空き家数は1,662戸となっている。

## (2) 実施地区の課題

全国平均に比べ、子のいない単身高齢者の割合が多く、今後所有者のいない空き家が増加することが懸念され、空家等の発生の抑制対策をとる必要がある。また、密集市街地における老朽空き家に起因する防災上の危険が懸念される。

## (3) 実施地区の整備の方針

現在、川口市では、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づく、「川口市空家等対策計画」(以下「対策計画」という。)を策定したことから、同計画に基づき、管理不全による老朽化が著しい空家等について除却を進める。また、利活用が可能な空家等については、地域活性化のために利用する施設に活用する。

## (4) 空き家対策総合実施計画の目標

計画期間：平成31年度から令和6年度まで(6年間)

目 標：空家等の利活用数 28棟

：空家等の除却数 46棟

## (5) 連携した協議会等の概要

名 称：川口市空家等対策協議会

主な構成員：市長、学識経験者、弁護士、宅地建物取引業者、建築士、民生委員、文化芸術関係者、消防団長

### 3. 空き家の活用と除却に関する事項

#### 空き家対策基本事業に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	活用用途 又は跡地の活用	棟数 (棟)	事業実施 予定時期
活用	所有者等	空家等	地域コミュニティ 市場への流通の促進	8 20	H31.4-R5.3
除却	所有者等	不良住宅である 無接道の空家等	跡地については、所 有者等の意向によ る。	40	H31.4-R7.3
	川口市	空家等（地方公 共団体が保有 し、又は管理す るものを含む）	公園・ 地域コミュニティの 利用	2	H31.4-R7.3
		不良住宅である 空家等（地方公 共団体が保有 し、又は管理す るものを含む）	跡地要件なし	4	H31.4-R7.3
実態調査	川口市	空家等	—	500	H31.4-R7.3
所有者 調査	川口市	空家等	—	—	H31.4-R5.3

### 4. 他の空き家対策に関する事項※

#### (1) 空き家対策促進事業

(概 要) 旧公営住宅解体工事設計業務委託

用途廃止が決まり、住民が全員退去している旧公営住宅の解体工事設計業務

(施行者) 川口市

(事業実施予定時期) H31.4-R2.3

#### (2) 空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組

① (概 要) 空き家利活用補助金 (50万円)

(施行者) 所有者等

(事業実施予定時期) H31.4-R5.3

② (概 要) 終活用リーフレット作成

家に特化したエンディングノート作成に係わる業務

(施行者) 川口市

(事業実施予定時期) H31.4-R2.3, R4.4-R5.3

## 5. その他必要な事項※

特になし

- (注1) 空き家対策関連事業、空き家対策促進事業については、3.以外の該当箇所に各事業の必要事項を記入すること。
- (注2) 住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第3項第一号、第二号に掲げるもののうち、空き家対策総合実施計画に関連する記述について抜粋したものを添付すること。
- (注3) ※の事項については該当がない場合はその旨を記入すること。